

2022年9月吉日

お客様各位

電子交換所設立に伴う「当座勘定規定」改定のお知らせ

呉信用金庫

平素は当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、全国銀行協会は、これまで全国各地の手形交換所で行ってこられた金融機関間の手形・小切手の交換方法を電子化し、電子データで手形・小切手の交換を行う「電子交換所」を2022年11月に設立します。

現在は、人手を介して搬送している手形・小切手ですが「電子交換所」によって金融機関間の手形・小切手の交換業務をイメージデータの送受信で完結できるようになります。

これに伴い、当金庫は下記のとおり当座勘定規定を改定しますのでお知らせします。

なお、改定日以前にご契約いただいたお客様にも、改定後の規定が適用されますのでご了承ください。

記

1. 改定日

2022年11月4日（金）

2. 改定する規定

- (1) 当座勘定規定
- (2) 当座勘定規定（専用約束手形口用）

3. 主な改定内容

「手形・小切手の支払」「手形・小切手用紙」「印鑑照合等」にかかる条項の改定のほか、これに付随する「約束手形用法」「為替手形用法」「小切手用法」も改定いたします。

詳細は、新旧対照表をご覧ください。

4. 本件に関するお問い合わせ

呉信用金庫 事務本部 事務集中部

TEL 0823-25-6818 （受付時間：平日8時から16時）

以上